

令和2年 第1回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日（月）午後2時30分から午後3時29分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (15人)

|    |     |       |
|----|-----|-------|
| 会長 | 16番 | 杉山 忠  |
| 委員 | 1番  | 志賀喜一  |
| 委員 | 2番  | 川上美由紀 |
| 委員 | 3番  | 遠藤 宏  |
| 委員 | 4番  | 澁江修身  |
| 委員 | 5番  | 新井 勉  |
| 委員 | 6番  | 立川勝美  |
| 委員 | 7番  | 松本信行  |
| 委員 | 8番  | 島田俊行  |
| 委員 | 9番  | 立川久恵  |
| 委員 | 10番 | 本島光雄  |
| 委員 | 11番 | 谷 正雄  |
| 委員 | 13番 | 相場重雄  |
| 委員 | 14番 | 島田一男  |
| 委員 | 15番 | 小堀和彦  |

4. 欠席委員 (1人)

|    |     |      |
|----|-----|------|
| 委員 | 12番 | 横塚洋一 |
|----|-----|------|

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 佐野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農用地利用配分計画案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 川田昌弘

主査 飯塚康夫

主事補 上野川拓朗

主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和2年第1回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号12番 横塚洋一委員の1名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員13名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、令和2年第1回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号13番 相場重雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「佐野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、佐野市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について委員会の議決を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

この申し合わせ決議でございますが、お配りした資料のとおり、10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥

事が続けて発生しました。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくため提案するものです。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、提案のとおり議決することにいたしました。

次に議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条561番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、乾燥機2台、田植機、コンバイン各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は365日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますとのため、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思

われます。

3条562番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は1km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条563番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は2筆で〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条564番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、田植機、耕運機、バインダー、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請

のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

5条696番について報告します。

本申請は、農家住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、転用目的が「農家住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条697番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路、認定外道路幅員2m」、西は「水路、認定外道路幅員2m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条698番について報告します。

本申請は、店舗敷地拡張のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「水路」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が店舗敷地の拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条699番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員5m」、西は「水路、田」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思

われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条700番について報告します。

本申請は、事業敷地拡張のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「県道幅員6m」、南は「県道幅員6m」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができるときは不許可」です。立地基準は、転用目的が事業敷地の拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われま

す。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条701番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員7m」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条702番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に

においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「田」、南は「宅地」、北は「認定外道路幅員1m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地435番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われまます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われまます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めまます。お諮りいたします。議案第4号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めまます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案5号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせまます。

事務局

議案第5号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めまます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内しまます。議案第5号 利用権設定関係の17番について、議席番号5番 新井 勉委員が議事参与の制限に該当しまます。議案を

分割して審議させていただきます。ご了承願います。

それでは、議案第5号 利用権設定関係の17番について審議します。  
新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井委員 退出15:21)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第5号 利用権設定関係の17番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号 利用権設定関係の17番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室15:22)

続きまして、議案第5号 利用権設定関係の17番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議案第5号 利用権設定関係の17番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

よって、議案第5号 利用権設定関係の17番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」、議案第7号「農用地利用配分計画案について」、関連がございますので、一括して議題といたします。事務局をして議案第6号、第7号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議案第7号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和2年1月27日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第7号1番について議席番号5番 新井勉委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第7号1番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井委員 退出15:27)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号1番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号1番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井委員 入室15:28)

次に、議案第6号及び議案第7号1番以外の案件について、審議しま

す。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号及び議案第7号1番以外の案件について、承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号及び議案第7号1番以外の案件については、承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第1回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時29分閉会